

別記様式 6

平成 21 年度第 2 回（第 7 回） 外務省契約監視委員会  
議 事 概 要

開催日及び場所	平成 21 年 7 月 27 日（月） 於：外務省 893 号会議室	
委 員	委 員 長 中里 実 委 員 中谷 和弘、後藤 啓二、三笥 裕、吉田 明子	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	1/9 件	審査対象： 平成 20 年度第 3 四半期
一般競争方式（上記以外）	2/101 件	
指名競争方式	1/9 件	
企画競争に基づく随意契約方式	4/35 件	
公募に基づく随意契約方式	0/3 件	
その他の随意契約方式	4/66 件	
合 計	12/223 件	
	意 見 ・ 質 問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他		

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （意見なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （該当なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （意見なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （意見なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>①－1 「査証事務支援システム機器一式」賃貸保守 （一般競争入札：政府調達） （意見なし）</p> <p>②－1 「大臣官房在外公館課業務補助職員」派遣契約 （一般競争入札）</p> <p>○ 本案件で扱う在外公館事務所や公邸の図面は情報公開等で一般に公表しているのか。もし、非公開のものならば、情報の保秘対策としてどのような措置を講じているのか。</p> <p>○ 派遣契約なので時間単価による契約となっているが、実際の支払金額はいくらであったか。</p> <p>○ 本件の如き業務を労働者派遣により調達することは一般的か。</p>	<p>● 公開していない。図面の保秘に関しては、入札参加資格により応募希望者の信頼性が確保されると考えており、更に、保秘に関する誓約書を業者に提出してもらっている。</p> <p>● 実際の支払金額は配付資料のとおりである。指示した業務を完了するのに必要であった時間数に応じた支払いを行った。</p> <p>● 特定分野の専門性を有するスタッフの派遣により業務履行が可能と考えられる案件であれば、この種の調達は特殊ではない。</p>

委 員	外 務 省
<p><b>②-2 省内倉庫等の清掃及び整理業務委嘱 (一般競争入札)</b></p> <p>○入札参加資格の格付けA～Dはどのように決定されているのか。</p> <p>○予定価格が平成19年度実績に基づいて算出されているが、当時と比して物価に変化が見られないとの判断からか。</p> <p><b>③-1 外務本省改修工事に伴う梱包業務一式 (指名競争入札)</b></p> <p>○予定価格を参考見積額の平均を使用して算出しているが、参考見積を提出した業者の参考見積額と入札額の乖離が大きい。特に、参考見積もりを提出した業者が実際に入札したときの価格が参考見積もりの場合よりもかなり低くなっている。入札で競争性が発揮された結果と言える反面、予定価格が高めに設定されているとしたら、1者応札となった場合、入札額が高止まりする弊害とならないか。</p> <p><b>④-1 「在外公館向け規格食器」作成契約 (企画競争)</b></p> <p>○「A」パターンと「B」パターンでは、1点差ではあるが「B」パターンの方が高得点でありながら、「A」パターンを採用したのは、「B」パターンに致命的な欠点があったからか。</p> <p>○破損の可能性がある食器の調達ということなので、予めある程度の予備を発注しても良いのではないかと。単数で発注できることとなっているが、契約書への記載がない。また、単数で購入可能な期限が不明である。</p>	<p>●格付けは、会社の規模、資本金などで決定され、大企業であればある程「A」に近づく。</p> <p>●平成19年度の実績を参考としつつ、予算額の水準も考慮して算出したものである。</p> <p>●予定価格の算出は、それぞれのケースで最適と考えられる方法により算出されているが、本案件については過去に実績がない案件であり、参考見積書の平均とせざるを得なかった。複数者の応札があったことから御指摘のような事態とはならなかったが、今後、データ収集や蓄積を通じてノウハウを獲得していきたい。</p> <p>●企画競争においては、得点が僅差(1位との5%以内)の場合は、価格廉価の企画を採用することとなっているためである。</p> <p>●破損した場合にも対応できるよう10組送付している。補充については、1年間程度分をとりまとめて行っていく予定である。</p>

委 員	外 務 省
<p>④－２ 「観光誘致関連啓発品」の購入(3 案件) (企画競争)</p> <p>○仕様書において、鉛筆に日章旗かロゴを入れるようにという条件があるが、他の案件も同様の条件があるのか。</p> <p>○日本の広報用品とのことであるが、製品は日本製と限っているのか。</p> <p>⑥－１ 「新型インフルエンザ対策用緊急医薬品」の購入 (随意契約)</p> <p>○契約相手が独占販売しているにも拘わらず、複数者からの参考見積書が徴されているのは、なぜか。</p> <p>○日本で調達した場合に独占販売権を有していても、海外に持ち出す場合に規制があるケースが多い。海外で配布することについて、海外諸国での薬事法等の法的確認はとれているか。</p> <p>⑥－２ 総理の外国訪問に伴うチャーター機借上 (随意契約)</p> <p>○駐機料、領空通過料は精算払いとなっているが、精算されたのか。金額はいくらか。</p> <p>⑥－３ 「日本国と大韓民国との紛争に関連する法律サービス」業務委嘱 (随意契約)</p> <p>○WTO紛争解決関連案件については、すべて本件契約相手に業務を依頼しているのか。他の事務所が受けている案件もあるのか。</p>	<p>●今回作成したすべての啓発品において、ロゴまたは日章旗、キャンペーン用ウェブサイトの URL 等のいずれかを入れるよう指定している。</p> <p>●企画競争の説明書の中で、可能な限り日本製であることが望ましいとしている。</p> <p>●本契約相手は行政目的で備蓄を行う場合の独占販売権を有している。一般販売が可能な業者からも参考見積書を徴した。</p> <p>●本件は平時における売却を目的としておらず、備蓄医薬品を応急救助のために緊急避難的に授与するものであり、問題ないものと認識している。</p> <p>●実施後に相手国政府から請求されるもので、本件はロシアからの請求に基づき、精算された。駐機料は約 63 万円。領空通過料は約 1 万 6 千円。</p> <p>●本案件(紛争解決関連)については、過去のプロセスから本契約相手に委託している。他のWTO紛争解決関連案件については、他の事務所へ委嘱している。</p>

委 員	外 務 省
<p>○WT○紛争解決関連案件については、国益に直結する分野であり、他にも契約可能な国内の法律事務所が存在すると思われるので、広く経験を積ませる機会を国内の法律事務所にも与えるべきと考えるが、本件業務を最初の段階で本契約相手に依頼した理由は何か。</p>	<p>●本案件は、当初調査の段階から本契約相手に委託したと承知しており、それ以降、本件紛争に関する知見を蓄積していたことから、他に競争を許さない場合に該当すると考えている。</p> <p>なお、他の案件においては、他の事務所への委嘱実績があり、今後も案件毎の事情を勘案しながら進めて参りたい。</p>